第3回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

秋田地方・家庭裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成19年6月25日(月)午後3時00分~午後4時45分

2 場所

秋田地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

虹川高範,金子直史,川勝隆之(家庭裁判所委員兼務),作原大成,菅美千世,中村雄一(家庭裁判所委員兼務),前川重明,見上裕子,米澤實(以上地方裁判所委員,敬称略・五十音順)

飯塚晴久,熊澤あゆ子,佐藤順子,柴田一宏,藤井俊郎(以上家庭裁判所委員, 敬称略・五十音順)

(説明者)

(地裁)中鉢事務局長,今野事務局次長

(家裁)大中事務局長,高橋事務局次長

(庶務)

(地裁)佐々木総務課長,澤田検審局長

(家裁)藤原総務課長,一関総務課課長補佐,佐々木庶務係長

4 議事

- (1) 議事の進行について
- (2) 新任委員の紹介
- (3) 裁判所利用者アンケートについて
- (4) 裁判員制度について
- (5) その他
- (6) 次回委員会の開催について

5 議事要旨

(1) 議事の進行について

秋田地方・家庭裁判所長の橋本和夫委員長が,2月28日付けで異動したことから,秋田地方裁判所委員会委員長職務代理者の金子直史委員及び秋田家庭裁判所委員会委員長職務代理者の藤井俊郎委員が議事の進行をする旨告げた。

(2) 新任委員の紹介

2月28日付けで橋本和夫委員の後任として発令された秋田地方・家庭裁判 所長川勝隆之委員の自己紹介があった。

(3) 裁判所利用者アンケートについて

大中秋田家裁事務局長から、「裁判所利用者アンケート」の集約結果の概要と今後の取組について説明があった。

(以下, が委員長職務代理者, が委員, が説明者の発言)

アンケート結果の「意見欄」によれば、弁護士も含めて、訪ねてこられた方にきちんとした対応をしなければならないことがよくわかった。その意味で、アンケートをやった意義が大変あったと感じている。ぜひ支部でも早急にやっていただければと思う。

試みとして3か月やってみて、決して数は多くなかったが、貴重な意見もあった。ぜひ支部でもやっていただきたいし、通年でやっていただきたい。 裁判所利用者がどういうことで困っているのか、どういった点を改善するともっといい裁判所になるのか、手掛かりがたくさんあると思うので、どんなに数が減っても、貴重な意見があるなと思われる限りは続けてほしいと思う。 本日、1階ホールにアンケート箱があるのを見てありがたいと思った。

アンケートの意見欄に、「法律も裁判も弁護士しだいで事実が反転する。」とか、「庶民の身近な場所になってほしい。」とか書いてくださっているのに感動する。また、「法律一般とか専門知識の講座を開いてほしい」ということを皆さんが求める時代になったのかなと思うし、こういうことにもこた

えていただければ,市民に開かれた裁判所という感じがもたれるかなと思う。 通年でアンケートを行うとして,集約の仕方をどうするのか,また,どう いうふうにフィードバックするのか,お聞かせ願いたい。

集約については,1か月に1度くらいのペースと考えている。フィードバックについては,「委員会たより」などで委員にお知らせしたいと思っている。

これからどのくらいアンケートの蓄積があるかは分からないところもある。こういうふうにフィードバックしたらという提案があれば伺いたい。

裁判所委員会が,3,4か月に1回あるとすれば,それに合わせてフィードバックしてもらった方が分かりやすい。また,「委員会たより」に結果や意見を掲載していただければ,弁護士会でも議論に使えると思うし,ほかの委員の方も,次の委員会でこういう意見が出ているのであれば,こういうことをテーマにしたらよいのではないかという意見にもなるだろう。「委員会たより」や裁判所の広報等に盛り込んでいただければよいと思う。

アンケートは,裁判所に来庁した人に出してもらっているのか。

入り口等に回答用紙を置いて,希望する人にその場で書いてもらう形であり,裁判所から郵送等はしていない。

このようなアンケートを何か月間実施しても余り違った結果は出てこないと思う。その間に,対応の変化などを感じた人は中にはいるかもしれないが,1回きりでその後裁判所に来ない人,あるいは,裁判所には行きたくないが来ている人がアンケートを出しているわけだから,もう二度と来なくていい人は,意見もないと思う。単に裁判所が来やすいかどうかというアンケートは,やっても無意味ではないかと,直感的にそう思った。

確かに、続けていてアンケートの数が減る傾向にあるというのは、委員の 指摘のようなこともあるのかなと思う。ただ、初めて来て、二度と来ない人 の意見の方が、毎日来ていて、慣れてしまっている人よりも、むしろ新しい 観点から指摘をいただくこともあり、もう少し続けてみようかということである。ただ、委員の指摘のとおり、減っていくようだったら、そこでまた考えるという余地はあるかもしれない。

どのような形にせよ,意見がある人が,何らかの方法で意見を述べることができるような仕組みは大事だと考えている。今のところ,それをアンケートで行うということでよいのではないか。

我々が拝見できる段階で,職員も,こういう意見があるとか,耳の痛い意見もあると分かるのか。それとも,それ以前に何らかの方法で知らせることになるのか。

アンケートを実施する目的は,裁判所の運営について利用者から意見を伺い,有益な御意見は運営に反映させていこうという点にあると考えていることから,アンケート結果については,その都度,必要な範囲で,職員に周知していくし,有益な御意見については,実行に移していきたいと考えている。

大学でも,窓口対応などについて,学生からアンケートに近い形でとっている。窓口職員の対応にちょっと問題があると,大体言われているのは私のことかなということもあって,だんだん対応も良くなっていく。裁判所において,既に改善が見られるというケースはあるのか。

いわゆる特定の案件について苦情を言われて、それについての対応を検討することとは性質が違う。一般に、裁判所全体として、みんなで考えていこうというものであり、具体的な苦情やクレーム対応とは違うところがある。成果はあるかどうかは別にして、みんなで、気をつけなければいけないねと、そういう問題意識を共有する機会は、何回もあったと思っている。それで直ったかどうかというのは、これからの意見を待ちたいと思っている。

おそらくほとんどの職員は,直せるところは直していこうと思うはずであり,そういった意味でいい方向に向かえばいいのではないかと思っている。

アンケートの意見の中に「やりとりが聞き取りにくい。」とあるが, それ

は物理的に聞き取りにくいということなのか。また ,裏面の意見欄の黒丸は , 判読不能という意味なのか。

やりとりうんぬんについては,率直にいって,こちらもこれ以上のものはない。意見欄の黒丸については,原文のまま紹介したものである。

法廷で傍聴している人の感想ではないかと察したが、法廷でのやりとりは、いわば、プロの裁判官、検察官、弁護士間でやりとりしているので、傍聴者にも聞き取りやすく、分かりやすくやりとりしようという意識は基本的にはないはずだから、おそらく傍聴しようとして来た方、あるいは事件の関係者で来た方が、傍聴席から聞こうとしていて、声が小さくて聞き取りにくいとか、早口で聞き取りにくいとか、そういうふうなことがあったのではないかと、私なりに想像してこのアンケート結果を受け止めてみた。

特に、民事裁判の場合には、いろんな準備書面が提出され、私もつい「準備書面の何ページの(3)は・・。」というふうなことを言ってしまって、手元に書面のない人たちにはなかなか分からない、全部話せばよいのだが、時間もかかるし、ついはしょってしまうことがある。傍聴人の方からみて、分かりにくいといったことがあるのかなと思っている。

裁判所としては、裁判所利用者の声に謙虚に耳を傾けて、より一層利用しやすい、身近な裁判所の実現に努めていきたいと考えているので、引き続き 御理解と御協力をお願いしたい。

(4) 裁判員制度について

中鉢秋田地裁事務局長から、「裁判員制度導入に向けての取組」について説明があった。

私は,裁判員制度に関して,せめて自分たちの仲間に対して理解する機会をと思い,2回ほど裁判所に講師派遣をお願いした。1回目は,ビデオを見て説明してもらい,続いて見学という形で,2回目は模擬裁判をやらせていただいた。女性の裁判官に模擬裁判をリードしていただいて,シナリオを自

分たちで読んで、参加者は裁判員になったつもりで一緒に考えていく、という形だったが、大変よかったという感想であった。それまで考えていた「裁判員が大変なことだ」という漠然としたものが、確かに大変だが、こういうふうにやっていくのかということが、シナリオのある模擬裁判でもよく理解でき、大変有効だと感じた。順序を踏んで2回目に模擬裁判をやったということがよかったのではないかと思う。

アンケート結果を見ると,まだ半分近くの人がやりたくないと言っているわけだから,残された時間も余りないところではあるが,やりたくないという人の数を減らす,あるいは,やりたい,やってもいいという人を増やすというところで,裁判所もいろいろ苦心している。

最初,裁判員制度ということばを聞いたときに比べれば,広報活動や様々な活動によって制度が国民にだんだん理解されるようになり,裁判員として参加してもよいという人が半分くらいまでの数字になったことは,正直驚異的である。よくここまで国民の理解が得られたなと思っている。100パーセントというのは,所せん無理な話であるが,ネガティブな気持ちを持っている人の意見の中に,問題点とか課題というものが常に見えてくるものである。理解していただくために,これからも広報活動なり様々な活動が必要ではあるが,ネガティブな気持ちや意見に関しても耳を傾けていくという気持ちで取り組んでいけばいいのかなと思っている。

必ず一定数の方はやりたくないというのは当然のことだと思う。それを前提に委員から指摘のあったとおり、少しでも理解していただくということを続けていくしかないのかなと思う。その理解していただく方法として、裁判所の方で今考えているものが、模擬裁判、加えて、半日や1日で行う、簡単な模擬評議も考えている。これを、本庁だけでなく支部で適宜開催してみなさんに参加していただくことを考えている。また、ミニフォーラムという対話型、双方向型の説明会を開いていくというようなことも考えている。ほか

にこんなアイディアがあるという御意見はないか。

検察庁でも裁判員制度の広報を重点的に行っており、私自身も何度か中学校、高校の生徒を対象に、学校に出向いて裁判員のビデオを見せて、その後に制度の概要を説明するということを行っている。特に高校生が社会に出るころにちょうど裁判員制度が始まるということで、大人に対してはもちろんだが、これから社会に出る中高生を対象に周知徹底して、大人になったときには、できるだけ裁判員になってもらいたいということでやっている。そういったことからすると、中高生とか生徒を対象とした裁判所の広報活動はどうなっているのか。

学校への出前講義もやっているし、小中学校からも各種見学会の申込みがあり、それぞれについて、裁判官や職員が対応しており、かなりの件数にのぼっている。出前講義は、今年は既に20回くらいやっている。見学会については、件数としてはかなり多いという状況である。見学会では、模擬裁判を行うケースも多い。

広報活動については、経済団体などいろんなところで裁判員制度のPRをしているとのことで、私も商工会議所で説明を聞いた。企業の環境整備について、新聞記事でも紹介されているとおり、中小企業の場合は、従業員が1人や2人というところに当たった場合、本当に「困ったな。」ということになると思う。裁判所は、ある程度の規模の会社であれば就業規則で定めてほしいと言っているが、労働基準法とか厚生労働省の指導はどうなのか。この辺をきちんと法律なり行政指導で定めていくのだろうか。裁判所には、この辺のところを、きちっと決めてほしい。例えば、会社法が変わるとかいった問題があれば、厚生労働省から各団体を通していろんな指導要綱がくるが、会社としての環境整備については、未だに来ていないので、どうなっているのかなと感じているところである。あとわずか2年だとすれば、今からその辺のところを明確にしていただかないと、なかなか進んでいかないという思

いを持っている。

裁判員制度の立法過程においてはいろいろ議論されたところであるが,法 律の制度として決められたことは,従業員が裁判員裁判に参加することを理 由として、企業が不利益な扱いをしてはならないという、簡単に言えばそこ だけである。そうすると,企業の従業員の方々は,その会社の就業規則等に 従って参加することになるわけで、有給休暇を取ろうと思えば取れるはずだ が,企業の実情からすると,実際問題としてはなかなか従業員が参加しにく いだろうということから、裁判所では、その辺りを環境整備と称して、例え ば,有給休暇にしても裁判員制度に参加するための有給休暇があれば一番分 かりやすいし,参加しやすい。そこで,そのような枠組みの創設を企業側に お願いしている。例えば,大きな企業だと従来から公務休暇などという制度 を持っているところもあるようであり,そのような企業であれば裁判員制度 に参加するときは公務休暇を取ればいいということになるから、休暇制度に 関する問題はクリアーされていることになる。つまり,いろいろな企業の実 態との関係もあることから,企業側にできるだけ裁判員制度に参加しやすい ような休暇制度の運用なり創設をお願いしている。ただ,概して言えば,秋 田県の企業の大方はまだ様子をみているというのが現状であると思われる。

現状よりも、これからの進め方がどうなるのかを企業側では待っている。就業規則の中に、裁判員制度で指名された場合には休暇を認める条項と、そしてその間の給与については支給はしないと、こういう項目をうたってくれればいいということであるが、通常であれば、そのような方針が関係省庁から来ていなければならない時期である。ところが、そういうことが全くなく、一方で裁判所はPRにやっきになってますよと言っている。だから、企業の側からすれば、「困る。」といった声がどんどん出されているのではないかと思う。例えば、裁判員として会社の社員に指名がきたときは休暇を取らなければならない。そのとき上司に対し、3日の休暇を取る理由を説明しなけ

ればならないが,私の最初の理解では,裁判員に指名されたことも口外してはだめだと思っていた。だから,このような制度はできっこないなと思っていたが,今は,休んだ場合は有給か無給かという段階まで話が進んできている。法できちんとするのかどうなのか,その辺のところを明確にしてもらわなければならない。企業は,やってもやらなくてもどちらでもよいということであれば,中小企業はほとんどやらないと思う。

今の点であるが、今後の状況によっては制度の手直しはされていくはずだが、現状で裁判員裁判に参加するための条件の整備としては、立法をもって、一定の休暇を取得させなければならないとか、有給休暇として特別な制度を作りなさいということにはならないと思う。企業側の自主的な裁判員制度に対する協力あるいは従業員の方々の参加意欲ということの中で参加を考えていただくということで、厚生労働省の通達などで、こういう形でこうしなさいと指導が行われることにはおそらくならないだろう。したがって、裁判所の立場では、参加意欲を高めていただく、あるいは参加しやすい条件を企業側にも作っていただきたいということで、今お願いに一生懸命回っているというのが実情である。

中小企業のレベルでは,ある程度の義務付けというか,そのような指導がなければ進んでいかないと思う。国民の権利だ,義務だと言いながら,参加する環境を自主的に整備しろと言われては,経営者は困ってしまう。そのような意味で,個々の経営者に話をするだけでなく,理解を求める,求めていくというのは,本当に大変な作業だと思う。

やはり、中小企業の従業員の方の参加というのが大きな問題だと考えている。運用レベルでは、辞退事由をどのように考えていくのかということになるのだろう。大企業の場合は、それなりに人のやりくりが可能であるが、そうでない企業の場合にはなかなか難しい。「事業上重大な損害をこうむるおそれがある」という場合をどのように運用していくのか、ここはまだ裁判所

も詰まっていないところだが,できるだけ早く方向付けをしていかなければいけないと思っている。また,どういう場合に休むのか休まないのかということを法律で決めるのかということになると,決められれば一番いいが,その点は先ほどの委員の発言にもあったとおり,これ以上決めることはおそらくないのではないかと思う。

委員の御指摘はごもっともだと思うが,裁判員制度自体,これまでの日本の社会の流れで見た場合に,多くの国民にとっては,突然にでき上がった制度だと受け止められているところが多いだろうと思う。実際,国民に多くの負担をかける制度であることは間違いない。それを進めて行くために,義務だということを強調したり,法令で,言わば強制をする形はとりにくかったと思う。取りあえずスタートさせる中で,大企業の方と同じような形で中小企業の方にも参加していただかなければならないとなれば,その段階でまた少しずつ手直しを図っていくという考え方であろう。裁判員制度に対する国民の理解が深まってくれば,おのずから中小企業の従業員の方々あるいは経営者の方々も,それなら参加してこいという形で送り出していただくような,そういう社会の流れになっていくことを期待しているということだろうと思う。

広報を進めていく上で、問題点がどこにあるのかというのがよく分かった。 これを踏まえて裁判所の広報活動を進めていかなければならないと思う。

この機会に、女性の委員から意見を拝聴できればと思う。どのような広報活動が有効なのかということを、裁判所の中でも議論したり、あるいは法曹三者との間でも議論しているが、今難しいなと思っているのが、裁判員の方は、男性であれば企業に入っている勤労者の方が多いから、ある程度事業所単位での広報活動も有効である。しかし、女性の方々の多くは、主婦として家庭に入っている。そういう方々に対する裁判員制度の広報活動なり、あるいは、積極的に参加していただきたいという方向での環境の整備をするため

に,どのような広報活動が有効なのか,よいお考えがあれば,それを参考に したいと思っているところである。

この前見せてもらったビデオなどは、すごく分かりやすくてよかったと思う。ただ、それを見る機会のない方が大半だと思う。町内で何か集まって話す機会も少なくなってきているようだ。予算的な検討も必要になるが、例えば、町内会ごとに回覧板にDVDなどを付けて1か月以内に返すように回すといった方法などを工夫すれば、見る気持ちや機会がある人は制度を身近に感じていただけると思う。また、漠然とした質問だが、秋田で起きた事件は、秋田の人が裁判員になるわけで、負担感とか抵抗感と言えばよいのか、強迫の心配というか、何となく怖いと思うような方は多いと思う。正直、私もその一人だが、隣の県で裁判を行うということは無理なのか。

その県で起訴された事件については、その県で裁判員裁判を行うということになっており、ほかの県の裁判員になっていただくわけにはいかない。ただ、参加に消極的だという方の一つの大きな理由として、やはり怖いということももっともだと思う。その点は、検察庁でも厳しく対処すると聞いている。また、法廷は公開だから法壇に上がっていただく裁判員の顔を、傍聴席から見られないようにするというのは法律上できないが、それ以上に名前は決して外に出ないようにするとか、裁判員の方の情報は絶対外に漏れないように厳しく管理するということは想定しているので、漠然とした不安感を持たれるというのはよく分かるが、き憂だと思いたい。

裁判員に対して危害等が加えられることは絶対にあってはならないことなので、そのようなおそれがある場合には、検察庁としても、警察とも連携して、そのようなことがないよう防止することを徹底していく姿勢でいる。また、被告人が裁判員に対して危害を加えるということを明言しているような極端な場合だが、これについては、例外的に裁判官だけで裁判を行うというような場合もある。だから、裁判員に対して強迫あるいは暴力を振るわれる

ということを危ぐするというおそれはそれほど考えなくていいと思う。現実に裁判官,検察官,弁護士に対して,被告人などから暴力を加えられるという事案もほとんど聞いたことがないので,そのような状況にかんがみれば,おそらくき憂になるかと考えている。

例えば、裁判員制度を理解してくれるボランティアの会みたいな人たちが、人がたくさん集まる施設、公民館や遊学舎のようなところ、文化会館などで催しをするとか、イベントの一部として参加するとか、そういったことをやっていけば少しずつ浸透していくのではないか。私がやった学習ボランティアには女性が少ない。むしろサークルの方が人は集まる。その集まりに食い込めればいいと思う。それを進めるボランティアのような人がいれば、模擬裁判をしたり、チラシを配ったり、そういった企画をきめ細かにやっていくというのが意外に有効ではないかと思う。

今言われた年代に食い込むのが非常に難しい。私どもは,消費者問題講演会とか講座とか年間に何回か企画するが,一般市民で20歳以上70歳代以下となるとなかなか集まってこない。今そういう集まりに関心のある人たちは60歳代の人たちで,結構夫婦でいろんなところに参加し,活発に動いている人もいる。男性陣も多くなった。主婦層の関心度が薄いので,裁判所の方でモニターみたいな人たちを集めてその人たちに広報活動の一端を担ってもらったらどうか。いろんな若い人たちのサークルに入っていかないと,呼びかけてはみたものの,本当の暇人しか集まってこなくて,なかなか伝えたいところに伝わらないというのが,どこの場面も同じだと思う。70歳代の人たちは,勉強意欲があるので集まってくるが,対象としてはどうかなと考えてしまう

高校生でも早い段階で推薦とかAO入試で進学先が決まっている人たちに、大学が何か課題を出して勉強させなければいけないという流れがあって、私も、高校3年生に、裁判員制度について、外国の制度と比較したり、イン

ターネットなどで勉強して自分の考えをまとめて送ってくださいという課題を出してみた。あくまで自主的な学習ということなので,実際出てきたのは40数通だが,それを見ると,市民参加というのは大変意義があるから自分もぜひやりたいというのが1~2割で,7割は制度に対する批判であったり疑問点などで,中には,これだけの負担を国民に課すからには,憲法で国民の義務として規定してもらわなければできないはずだというような調子のものもあった。18歳くらいの人もそれなりにいろんなところから勉強して調べているのが分かったが,なかなか厳しい意見と感じた。私は,制度が導入されることが決まっている以上,想定されるいろんな問題を解決して,前向きに考えて議論していこうじゃないかと,ありきたりのコメントを付けたが,このような状況を見ると,制度を理解してもらえばだんだん参加してみたいという人が増えると楽観できないなと感じたことがあった。

まさにこれからを担っていく方たちの気持ち、意識を変えるということは そう簡単ではないのだろう。やっぱり一度やってもらうしかないということ なのだろうか。

(5) その他

大中事務局長から,地・家裁委員会あてに送付された「第2期裁判所委員会についてのアンケート調査」への対応について説明があった。

私は前回も回答した方がいいという意見を言ったが、今回も意見は同じである。集計結果をみると、回答しないというところは、秋田も含めて数か所のようで、大半は回答しているところが多いようだ。何回開かれたなど外形的なことを答えることはそんなに困らないと思う。評価にわたる部分や意見については、場合によれば回答しなくてもかまわないと思うが、それ以外のことについては、必要な範囲で回答しても差し支えないのではないか。

前回回答しないとした理由の一つとして、この市民の会とか懇談会の実態がホームページとかで見てもはっきりしないし、電話を掛けても責任者がだ

れなのかよくわからないところが否定的な方向にいった理由の一つだったと思う。拝見するとそれなりの活動をしているし、場合によっては答えない部分があってもいいのかもしれないが、答えても当委員会として不都合はないと思うので、全国的な回答数を見てもやはり回答する方向にした方がよいと思う。

今回のアンケート依頼には団体の紹介もされているようだが ,これ以上の , 例えば代表者なり ,構成団体なりについて把握しているのか。

こちらからことさら情報収集はしていない。

私も直接は関与していないが、取組団体自己紹介というのが資料9の下のところに書いてあり、例えば、懇談会というのは懇談会選出の役員を置いておりませんと書いてあり、それはそういう団体で、大阪の53団体が中心ということであるし、東京の方の会というのは、東京弁護士会によって結成された各界懇談会の世話人が発起人となって成立されたとあるので、それはそれで実体があるものというふうに理解している。取りまとめについても一覧になって出ているので、取りまとめをしてそれをまた各委員会に返しているわけだから、活動としてはあるのではないかと考えている。

また、構成する団体名についても、別に秘匿することはないだろうから、 聞けばきちんと答えてくれるのではないか。

どんな人たちがやっているのかはっきりしないというところが一番の問題であるとすれば、こちらの方である程度確認をとってみて、そしてそれがある程度はっきりすれば、今日いただいた意見を参考にして対応を考えたいがいかがか。

きちんと送ってきた資料10をみると、それなりにきちんとした団体だという印象があるので、委員の方で疑問のある方もいるが、そこら辺を調査していただいて、答える方向で考えていただければと思う。

答えていい部分が、ホームページの議事録に入っているのであれば、今更

秘匿するまでもないし,答えて差し支えない部分,公開されている部分だけ 回答するという選択をしても差し支えないのではないか。

それは ,団体の責任者がどうかとかにはかかわりなくということか。特に , 隠すようなものでもないということか。

札幌とか函館とかは答えており、団体をだれがやっているか分からないからと言っても、条件はみんな一緒だと思う。そんな中で、逆にばらつきがあるのも、いかがなものかなという感じがしないでもない。

この程度の情報であるならば、答えても問題ないかなと私は率直に思う。

見た限りでは,困るような話は何もないと思う。ただ,気になるのは,資料10に,星印が付いたり付いてなかったりしているが,星印は評価なんだろうが,それ自体は形式的な評価ではないか。回数が多ければ星の数が多かったりとか,内容的な部分は一切ない。やはり恣意的な評価がなされている訳だろうから,オンブズマン的団体であるかどうか分からないが,答えてやって,評価を受けて,それがあまねく一般評価又は客観評価とは別なわけだから,その辺はやはり,吟味した方がいいのかなという気はする。評価される側の論理からすれば,内容を本当に分かっていただいて評価されているのか,ただ単に回数とか形式で評価されるのかでは,誘導のされ方が全然違う。

答えてそんなに差し支えがあるというふうにも思わないので,回答してやっていいのではないかと思う。

私も回答すべきだというふうに思っている。

内容的には回答して差し支えないと思っているが、星幾つで評価するというのが、ひっかかりはあるので、できればどういう団体なのか知りたい。出してもいいがそれが条件かなと思う。

私も差し支えないと思うが,ただ,分からない部分もあるので,後でもう 少し教えていただければと思う。

内容については差し支えないと思うが、この会の実体というのがこれだけ

では何だかさっぱり分からない。ホームページなどで提言などをしているのであればそういった書面や,世話人の名前などがあるかと思うので,まずは,それを調べてからというのがよろしいのではないかと思う。

内容的には、みなさん公表して構わないのではないかという意見だったので、主催団体がどういうものかというのを、事務局の方で調査して、回答するという方向で検討する。

(6) 次回委員会の開催について

次回以降の委員会に生かされればありがたいと思うので,意見を述べさせていただく。

委員は、任期で代わっていくが、話し合われた内容が蓄積され、次に生かされるような形で進んでいけば、委員会としては非常にいい形かなと考えている。任期が来たからといって、全員交代ということではなく、なるべく半数くらいは残って、それまでやったことが生かされる形であったら、なお良いと考えている。

裁判所に来て,ああ裁判所ってこんなところなのかと,びっくりしたというのが2 ,3 回続いた。少ない委員会の開催期日の中で,裁判所の仕組みとか裁判の制度といったことに時間を費やすのはもったいない。事前に,オリエンテーションやガイダンスといった時間を設け,そのような知識を付与していただき,また,これまでどういう話合いながされたのか,どんなことが議題になっていたのかということについても新任の委員に対する事前のオリエンテーションがあるといいと考えている。単にたくさん資料がくるだけでは目を通さないと思うが,事前説明会があれば,簡単な資料が何枚かあるだけで,随分,概要が分かる。それが有効かなと考えている。

委員長選任の問題も保留のままになっている。私は2期4年委員をしたが, 委員長が何人か代わられた。議題が積み重なっていくために,裁判所長が常 になるのではない委員長の選任の仕方があるのではないかと思っている。そ の辺も何度も議題に上がっているので,取り上げて,委員長の問題も考えていただければと思う。

次にテーマの持ち方である。大体これだけの時間を費やすと,家庭裁判所に関しても,こんなことが行われていて,こんなことが課題なんだなということが見えるが,やはり,積み重ならないなという感じが少しある。これが課題かなとぼんやり分かったけれど,それを掘り下げる時間がない。例えば,1年間に3回委員会が行われるとしたら,3回連続で似たようなテーマを設定していただければ,少し掘り下げていける気がする。テーマの設定の仕方が,漠然としていたり,単なるガイダンス的なもので終わってしまえば,委員の方々は,ああなるほどなと思って終わってしまう。1時間,2時間がもったいないので,やはり,テーマをある程度絞って,進行についても工夫されると,こちらの意見を表明するという機会が随分増えるのではないかと思う。成果のある委員会の構築というのを,テーマの持ち方からもう一度考えてみたらいいと思う。

利用者アンケートについては、外部の声を聴く、集めるということで、開かれた裁判所という意味では、この委員会の中で、一つの成果かなと思っている。裁判員制度が始まれば、また新たな展開があるかとは思うが、市民の側も裁判所についての理解を深めるという場がないと、なかなか声も出ないということはあるので、市民の側、国民の側の声を取り上げていくのに、どんな場所があるんだろうということは常にリサーチをかけていってほしい。待っているだけではなかなか声は聞けないと思うので、更なる声の集め方というか、いろんな方々の声を聴く場を、ここに集まった数人の委員の意見を聞くだけではなく、例えば、私を通じて国民の声がここで表明されるようであればもっといいが、私は、ある一部の人間としかつながってなくて、裁判所に関する声をなかなか集約できないでいるところがあるので、もう少しシステマティックに外部の声を集める方法はないのか検討したらどうか。今、

漠然としていて分からないが,先ほど他の委員が言われたように,ボランティアを作ってみるとか,モニター制度を作ってみるのも一つのアイデアかもしれない。そういった形で,更なる声の集め方,裁判所が開かれた場所であり,国民に理解される場所であるための方策について,どんどん新しいものを作っていってもいいかなと考えている。

テーマ設定については、先ほども言われたとおりである。今日も論議された裁判員制度については、みなさん方、熱心に発言されるし、私も聞いていてもなるほどと思うところもたくさんあるが、ただ裁判所委員会で議論するテーマが、もちろん全然なくていいという訳ではないが、振り返って見るとそれなりの回数を重ねてきて、しかし、一方で、裁判所委員会のテーマとすべきところは、現に紛争を抱えたり、あるいは相談に来たり、解決しようとして裁判所に来ていらっしゃる方々、様々あるわけだが、あるいはこれから来ようとしている方々も含めて、そういう方々のために、裁判所がどうあるべきなのかということを考えることが、本来の目的であったわけで、そういう点では、利用者アンケートというのは、その一歩ではあったと思うが、それ以外の様々な点について、4年間という期間であれば、もう少しいろんなことが議論できたのではなかったのかと思っている。裁判所委員の方々の熱心な参加を考えれば考えるほど、もうちょっとできたのではないかなというのが、この4年間を振り返っての思いである。

公開の点については、4年間いろいろやっていただいて、前回も話があったが、もう公開しても差し支えないという感じは、委員の方々にあるのではないかと思うが、そういうことも含めて、次期の委員会で議論していただければと思う。